

平成29年度国民健康保険料 納入通知書の送付

平成29年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。

●コンビニエンスストアでも納付できます。
年金から天引きの方
2カ月一度の年金受給月に保険料を天引きします。
対象は、次の条件を全て満たす世帯です。

均等割額軽減制度

世帯の所得が一定以下の場合、保険料の均等割額が軽減されます(別表2のとおり)。

納付方法

保険料の支払いは、6月から翌年3月までの10回割です。通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

●座振替への変更
年金からの天引きとなる世帯も、申請により口座振替による納付に変更することができます。

●所得申告
一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で平成28年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

別表1

基礎分保険料(加入者全員が納める保険料)		限度額は世帯で540,000円
均等割額	1人当たり 38,400円×被保険者数	
所得割額	被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0747	
後期高齢者支援金分保険料(加入者全員が納める保険料)		限度額は世帯で190,000円
均等割額	1人当たり 11,100円×被保険者数	
所得割額	被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0196	
介護分保険料(40歳～64歳の方が納める保険料)		限度額は世帯で160,000円
均等割額	1人当たり 15,600円×第2号被保険者数	
所得割額	第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0106	

◎第2号被保険者とは、40歳～64歳の方です。
◎65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

◎賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除330,000円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)のことです。

別表2

軽減内容	軽減判定基準
7割軽減	世帯主と加入者全員の平成28年中の総所得金額等の合計が330,000円以下
5割軽減	世帯主と加入者全員の平成28年中の総所得金額等の合計が330,000円+(270,000円×加入者数)以下
2割軽減	世帯主と加入者全員の平成28年中の総所得金額等の合計が330,000円+(490,000円×加入者数)以下

◎加入者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。
◎軽減判定基準日は、平成29年4月1日です。ただし、平成29年4月2日以降に新規加入した世帯については、資格を取得した日となります。

凡例 問い合わせ先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

高齢者の地域見守り 活動実施団体の募集

区では、1人暮らし高齢者の方などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の皆さんによって行われている「地域見守り活動」に対し支援を行っています。

対象としていただきますので、ご相談ください。
見守り対象高齢者
65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみ世帯の方など、おおむね10人以上

活動内容
見守り対象者のご自宅への訪問や町中で見かけたときの声掛け、集会所で対象者参加のお茶会を開く活動

対象団体
地域の方がおおむね5人以上で組織する団体
◎少人数の取り組みからでも

6月は東京都HIV 検査・相談月間

区では、HIV感染症の早期発見・予防を目的として、HIV検査・相談事業に取り組んでいます。

HIV感染症とは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染していることをいいます。感染後は免疫力が徐々に低下していき、特有な自覚症状はありません。免疫力が低下することで病気がかかりやすくなり、合併症を発生するとエイズと診断されます。

HIV感染を早期に見出し適切な治療を受けることで、エイズの発症を遅らせることができます。HIV感染を判断できるのは、検査だけです。匿名、無料で受けられますので、感染の心配のある方は検査を受けましょう。

通常検査(毎月2回)
検査日時
原則第2・4木曜日

相談や連絡
緊急時の警察・消防への通報
おとしより相談センターへの定期的な活動報告 など

区の支援内容
見守り対象者1人につき年間3千円を上限に助成します。見守り対象者への誕生日などのプレゼント代、お茶会を開く場合のお茶代、団体の通信費や打ち合わせ経費など活動団体の運営費に利用できます。詳しくはお問い合わせください。

平成29年度見守り活動実施団体
・東日本橋三丁目橋町あんしん協力員会
・都管勝どき六丁目アパート自治会あんしん協力員会
・晴海ビュータワーさくら会あんしん協力員会
・佃二丁目五号棟自治会あんしん協力員会
・箱崎町箱四町会あんしん協力員会
・コスモ東京ベイタワーあんしん協力員会
・勝どき町会あんしん協力員会

・ハイソ日本橋中洲あんしん協力員会
・佃リバーシティいきいきクラブあんしん協力員会
・アーバンタワー自治会あんしん協力員会
・都管勝どき5丁目アパート自治会あんしん協力員会
・浜町三丁目東部町会あんしん協力員会
・ザトウキョウタワー音和会あんしん協力員会
・月島四丁目住宅自治会あんしん協力員会
・クレストクラブあんしん協力員会
・シャンポール第二築地あんしん協力員会
・秀和新川レジデンスあんしん協力員会
・ニューライフ日本橋管理組合あんしん協力員会

結果通知日時
原則2週間後の木曜日
午前10時15分～11時受け付け
夜間検査(臨時)
検査日時
6月7日(水)
午後6時30分～7時30分受け付け
結果通知日時
6月21日(水)
午後6時30分～7時30分受け付け

この地域にお住まいで、見守りを希望される高齢者の方は、区までお問い合わせください。
介護保険課地域支援係
☎(3546)5379

赤ちゃんが生まれたら 訪問します

区では、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を保健師・助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認をすることも、育児相談などを行っています。訪問は母子健康手帳交付時にお渡しする「母と子の保健バッグ」の中に入っている赤ちゃん訪問連絡はがき(出生通知書)をもとに行っています。赤ちゃんが生まれたらな

なるべく早く投函してください。連絡はがきをお持ちでない方は、お住まいの地域の保健所・保健センターへお問い合わせください。
中央区保健所健康推進課 防係
☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係
☎(3661)5071
月島保健センター健康係
☎(5560)0765